

# 『金融研究』（第23巻第2号）所収論文の紹介

日本銀行金融研究所では、その研究成果を広く外部に公表することを狙いとして、『金融研究』<sup>(注1)</sup>を発行している。以下は、第23巻第2号（平成16年6月発行）所収論文<sup>(注2)</sup>の要約を紹介したものである。

## ワークショップ「会計上の負債と資本——キャッシュ・アウトフローにかかるリスクの認識・評価」の模様

日本銀行金融研究所では、企業会計に関する研究の一環として、2003年12月9日、「会計上の負債と資本——キャッシュ・アウトフローにかかるリスクの認識・評価」をテーマにワークショップ（座長：醍醐聰・東京大学大学院経済学研究科教授）を開催した。

本ワークショップは、企業のバランス・シートの「貸方」にかかわるいくつかの問題を取り上げ、会計情報の有用性の確保・向上の観点から、企業の将来キャッシュ・アウトフローに関し、より経済実態に即した情報提供のあり方を探ることを目的として、会計学、ファイナンス理論、法律学といったさまざまな専門領域の先生方の参加を得て開催された。具体的には、（1）退職給付債務、施設・設備の閉鎖債務、債務保証といった長期的将来債務ないし不確実性を伴う債務に関して、負債の認識・測定をどう扱るべきか、（2）金融資産の流動化に関する会計処理において、留保された便益・リスクの資産・

負債面での認識のあり方をどう考えるか、（3）負債と資本の中間的性格を有する金融商品の増加等に伴う「負債と資本の区分の流動化」といわれる現象にどう対応すべきかという3つの問題につき、それぞれ報告がなされ、それらを踏まえて討論が行われた。

本稿では、本ワークショップにおける報告、指定討論者によるコメント、参加者による全体討論等の概要を紹介する。

## 負債に関する会計基準を巡る国際的な動向と今後の検討課題

鈴木直行／古市峰子／森毅

負債に関する会計基準を巡る近年の国際的な動向をみると、将来のキャッシュ・アウトフローの可能性を経済的実態に即して貸借対照表上の負債情報に反映させるとの考え方から、従来は負債認識されていなかった債務について、より幅広く負債として認識しようとする動きがみられる。こうした動きは、負債の認識・測定のあり方に変化をもたらすとともに、利益計算にも影響を与えるものである。本稿は、こうした動

(注1) 『金融研究』所収論文の内容や意見は執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。なお、『金融研究』第23巻第2号（定価1,050円）は、ときわ総合サービス（株）より販売（詳しくは、巻末の「刊行物一覧」をご覧下さい）。

(注2) 所収論文は、日本銀行金融研究所ホームページ（<http://www.imes.boj.or.jp/>）「発表論文等」コーナーにも掲載されている。

きの例として年金債務、閉鎖債務（原子力発電所などを将来閉鎖することに関する債務）、債務保証に関する国際会計基準および米国会計基準を取り上げ、その特徴を考察するとともに、負債情報の提供のあり方に関する今後の課題を検討するものである。

考察の結果、負債の認識拡大をもたらす特徴的な動きとしては、将来のキャッシュ・アウトフローの発生に関する確実性の程度を負債の認識要件ではなく測定要素として勘案することによって、その確実性が低い場合でも負債認識を要求する考え方が採用されていることや、個別基準により推定的債務の負債認識が求められていることを挙げることができる。また、利益計算への影響に関しては、従来と同じく収益・費用の期間対応に基づいた損益処理がなされていることや、市場金利の変化に伴う損益のボラティリティを緩和するための措置が導入されていることを特徴として挙げができる。

将来のキャッシュ・アウトフローの可能性を経済的実態に即して負債情報に反映させるという方向性は、投資家等への情報提供の充実に資するものと考えられるものの、それがかえって負債情報の信頼性や利益情報の有用性の低下を招くことにならないかといった観点から、今後十分な検討が必要であろう。

## 金融資産の譲渡の会計処理：留保リスクと便益の認識・認識中止の問題を中心に

宮田慶一

近年、流動化証券市場がその裾野を広げつつある中で、金融資産の譲渡にかかる会計処理のあり方が注目を集めている。特に、証券化スキームにおいては、単純な資産譲渡ではなく、資産

の譲渡人が譲渡資産に対して引き続き何らかのリスクまたは便益、もしくはその双方を留保するケースが通常であるが、こうしたリスクや便益が適切に会計上認識されなければ、適切な資源配分が阻害されかねず、資産の流動化活動自体にも悪影響を及ぼす惧れもある。

そこで、本稿では、資産の認識・認識中止と呼ばれる現行の会計基準等における資産譲渡に関する会計処理の考え方を整理したうえで、資産の譲渡人が譲渡資産に対してリスクや便益を何らかの形で留保するような資産譲渡において、いかなる会計処理を行うべきかということについて、具体的な提案を含む問題提起をしている。具体的には、（1）金融商品をその構成要素に分けて、それぞれの構成要素につき、リスクと便益が譲受人に移転しているか否かという観点から、認識・認識の中止を判断するというアプローチを可能な限り採るべきであること、（2）倒産隔離は認識中止の要件とすべきではないことを提案している。こうした考え方を適用することにより、譲渡資産の価格の中に埋没していた留保リスクや便益を、より正確にバランス・シート上で資産あるいは負債として認識することが可能になると思われる。

## 負債と資本の区分問題の諸相

川村義則

本稿の目的は、企業会計における負債と資本の区分の問題について、伝統的な理論の変遷や会計基準の国内外の動向などを踏まえて考察することにある。

負債と資本の区分の問題は、関連する問題をすべて一般化して論することは難しく、総論的に区分の原則を定めても各論の解答が直ちに得られるものではない。したがって、本稿では、

貸借対照表の貸方区分のあり方について的一般的な考察を行ったうえで、具体的な個別問題について、おのとの特徴を浮彫りにしつつ、ある程度類型化して論じている。

考察の結果、貸借対照表の貸方は、請求権の優先劣後関係の表示と、残余利益計算の基礎の提供という2つの観点から区分されると捉えたうえで、貸方区分の現実的な選択肢としては、

(1) 請求権の優先劣後の観点から「優先区分」と「劣後区分」に分類し、さらに残余利益計算の基礎を画定する観点から「劣後区分」の中で「残余持分」を区分するアプローチと、(2) 請求権の優先劣後からは無区分(優先順位によって配列)としつつ、残余利益計算の観点から「残余持分」については他の持分から区分するアプローチの2つが考えられることを述べている。また、個別問題については、優先株式、株式オプションおよび少数株主持分は、いずれも「劣後区分」のうち「残余部分」を構成しない部分に分類される場合が多いと考えられること、複合金融商品を負債と資本に分離して会計処理する場合の分離方法としては「基本的構成要素」ごとに分離する方法が他の方法よりも優位性を持っていると考えられること、を指摘している。

### 非営利法人による財務報告の特徴：財務・ガバナンス構造との関連性を中心

古市峰子

近年の非営利法人にかかる会計基準の設定や改訂の動きをみると、民間の営利企業に適用される企業会計の考え方を非営利法人の会計にもとり入れようとする一方で、必要に応じて一定の修正を加えるといった方法がとられている。本稿は、こうした会計基準の設定・改訂の動き

がみられる非営利法人のうち、独立行政法人、特殊法人・認可法人、郵政公社、公益法人を取り上げ、それらにかかる各会計基準の特徴やその背景にある考え方を各法人の財務・ガバナンス構造との関係から考察することを通じて、非営利法人にかかる会計処理のあり方を考えるうえでの1つの視点を提供すること目的とするものである。

考察の結果、非営利法人にかかる財務報告のあり方として、次の点を主張している。第1に、資源調達・配分にかかる最終的な意思決定権限を法人以外の主体が有している場合には、それに基づいて生じた損益を当該法人の業績を表す損益計算書上の損益として認識するのは妥当でないと考えられる。第2に、法人の運営資金が国からの財源措置に依存している場合には、行政コスト計算書を作成することが要求される。第3に、非営利法人の業務にかかる責任の所在を明確化し、その自主的・自律的な運営を通じた業務の効率化を図るために、収支計算書のような予算準拠主義に基づく財務諸表の作成を要求するよりも、セグメント別情報をベースとした業績評価制度を導入するほうが有効である。

### 第6回情報セキュリティ・シンポジウム 「金融分野における人工物メトリクス」の模様

日本銀行金融研究所は、平成16年3月26日、「金融分野における人工物メトリクス」をテーマとして、第6回情報セキュリティ・シンポジウムを開催した。

人工物メトリクスとは、証書、証券、紙幣、カード等の人工的に製造された物理媒体（人工物）を、おのとの個体に特有の特徴を用いて認証する技術である。近年、デジタル画像処理

技術が発達、普及した結果、証書やカードを精巧に偽造・複製・改ざんすることが、従来よりも容易になってきた。金融分野では、有価証券、預金通帳と印鑑、紙幣、キャッシュ・カード、クレジット・カード等さまざまな人工物が利用されているため、それらの偽造・複製・改ざんを防止するための技術を強化していくことが求められている。今回のシンポジウムでは、情報セキュリティ技術の手法を用いて、人工物のセキュリティを向上させる技術である人工物メトリクスに着目し、金融業務における実際の適用事例を紹介するとともに、今後の課題について議論した。

本稿では、シンポジウムにおけるキーノート・スピーチ、研究発表、パネル・ディスカッション、総括コメントの概要を紹介する。

## 金融業務と人工物メトリクス

松本 勉／岩下直行

情報通信ネットワークを利用した電子金融取引が拡大する中、情報セキュリティ技術を利用して取引の安全性を確保する方法についての検討が進んでいる。これに対して、一般的な金融取引では、証書、証券、紙幣、プラスチック・カード等の人工的に製造された物理媒体（人工物）を利用した従来型の取引手法が維持されており、安全性確保の方策にもあまり変化はない。

ところが、金融業務に利用されている紙やカードなどの人工物のセキュリティは、近年の技術進歩に伴い、大きな脅威にさらされている。現代の金融業務が、その安全性をこれらの人工物に大きく依存していることを考えると、中長期的な観点から、その安全性、信頼性を維持するための枠組みを整備していくことは、金融業界における重要な課題と考えられる。

そこで、本稿では、情報セキュリティ技術の手法を用いて、人工物を利用した取引の安全性、信頼性を向上させる仕組みである、人工物メトリクスについて考察する。人工物メトリクスとは、筆者の一人がバイオメトリクスという用語を参考に造った言葉であり、「人工物に固有の特徴を用いて人工物を認証する技術」という意味である。典型的には、人工物に対して、人間の指紋に相当する、おのおの異なるランダムな固有パターンをあらかじめ付与しておき、取引の都度、その固有パターンを計測し、事前に計測された情報と照合することによって、人工物が本物であるかどうかを検証する技術のことを指している。

本稿では、人工物メトリクスの基本的なコンセプトを紹介するとともに、金融業務分野での実際の適用事例を踏まえて、今後の研究課題に関する問題提起を行う。